

建設関連業の課題と展望(案)

平成 22 年 3 月

建設関連業検討会

建設関連業検討会 委員名簿

座長	小澤 一雅	東京大学大学院 工学系研究科 教授
委員	田中 弘	(社)土木学会 コンサルタント委員会 幹事長
委員	堤 盛人	筑波大学大学院 システム情報工学研究科 准教授
委員	矢島 壮一	元(社)全国地質調査業協会連合会 専務理事
委員	渡邊 法美	高知工科大学 マネジメント学部 教授
委員	吉村 孝司	明治大学専門職大学院 会計専門職研究科 専任教授
委員	池田 秀生	埼玉県 県土整備部 技術管理課長
委員	千葉 吉生	神奈川県 県土整備部 技術管理課長
委員	友永 則雄	(社)建設コンサルタンツ協会 常任委員会 副委員長
委員	成田 賢	(社)全国地質調査業協会連合会 技術委員会 委員長
委員	横田 耕治	(社)全国測量設計業協会連合会 常務理事
委員	関 克己	国土交通省 大臣官房 技術審議官 (第3回まで)
委員	下保 修	国土交通省 大臣官房 技術審議官 (第4回から)
委員	内田 要	国土交通省 大臣官房 審議官 (第3回まで)
委員	河村 正人	国土交通省 大臣官房 審議官 (第4回から)
委員	下保 修	国土交通省 大臣官房 技術参事官 (第3回まで)
委員	藤森 祥弘	国土交通省 大臣官房 技術参事官 (第4回から)
委員	首藤 祐司	国土交通省 大臣官房 地方課長 (第3回まで)
委員	野村 正史	国土交通省 大臣官房 地方課長 (第4回から)
委員	前川 秀和	国土交通省 大臣官房 技術調査課長 (第3回まで)
委員	横山 晴生	国土交通省 大臣官房 技術調査課長 (第4回から)
委員	三上 圭一	国土交通省 大臣官房 公共事業調査室長 (第2回まで)
委員	長田 信	国土交通省 大臣官房 公共事業調査室長 (第3回から)
委員	林 俊行	国土交通省 大臣官房 参事官 (国際建設市場)
委員	名波 義昭	国土交通省 総合政策局 国際建設管理官
委員	谷脇 暁	国土交通省 総合政策局 建設業課長
委員	石崎 仁志	国土交通省 総合政策局 建設市場整備課長 (第3回まで)
委員	松本 大樹	国土交通省 総合政策局 建設市場整備課長 (第4回から)

目次

1. はじめに	1
2. 建設関連業の現状	3
2.1. 建設関連業をめぐる環境の変化	3
2.1.1. 建設投資の動向	3
2.1.2. 建設関連業者の動向	3
2.1.3. 建設関連業務の発注・受注動向	5
2.1.4. 建設関連業就業者及び労働環境の動向	6
2.2. 「建設関連業展開戦略」及び「建設産業政策 2007」のレビュー	7
2.2.1. 「建設関連業展開戦略」の概要	7
2.2.2. 「建設産業政策 2007」の概要	10
2.2.3. 「建設関連業展開戦略」及び「建設産業政策 2007」への対応状況	12
2.3. 登録制度の経緯・意義	15
2.3.1. 測量法制定・改正の経緯	15
2.3.2. 建設コンサルタント及び地質調査業登録規程制定・改正の経緯	15
2.3.3. 登録制度の意義	16
2.3.4. 登録制度の現状・活用実態	16
3. 建設関連業の課題と展望	19
3.1. 顧客（公共事業・民間事業の発注者）及び国民の求めるものへの対応	19
3.1.1. 技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供	19
3.1.2. 新しいニーズへの的確な対応	22
3.1.3. 適切な競争環境の整備／適正価格による的確なサービスの提供	27
3.2. 業の健全な発展のための対応	28
3.2.1. 技術力の確保・向上	28
3.2.2. 経営力の向上	33
3.2.3. コンプライアンスの強化（法令遵守を含めた社会的要請への適応）	34
3.2.4. 登録規程の法制度化の是非に関する検討	35
4. おわりに	37

1. はじめに

「測量業」、「建設コンサルタント」及び「地質調査業」の3業種は建設関連業と呼ばれ、建設生産システムのいわば「上流部」における技術サービスの提供者として機能している。そのため、その成果は最終的に社会資本の品質を左右するなど大きな影響を与える業種であり、これまで建設産業において重要な役割を担ってきた。

我が国の建設産業について概観すると、建設投資は平成4年度のピーク時と比較して平成21年度までに43.8%減少している。さらに、ここ数年の動きを見ると、世界的な金融危機に端を発する景気悪化の中、民間需要は大幅な減少となっており、回復にはなお時間を要する状況である。また、我が国経済社会は現在、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、深刻な財政事情を抱えており、これらを考えれば、更なる公共事業予算の削減は避けられず、建設産業は大きな転換期を迎えている。

こうした影響を受け、建設業においては、業者数がピーク時から15.3%、就業者数がピーク時から21.6%減少するなど大きな影響を受けている。

一方、建設関連業における動きを見ると、業者数は3業種それぞれ平成15～17年度にピークを迎えた後はやや減少しているが、建設業ほど減少傾向が顕著になっているというわけではない。しかし、建設投資全体が大幅に減少していること、しかも、建設関連業において依存度の高い公共事業が今後も従前の水準に回復することは考えにくいことを勘案すると、建設関連業界においても、更なる淘汰は避けられないものと思われる。それを裏付けるように、建設関連業においては、低価格入札の慢性的な発生、受注額の減少による、収益力の悪化、技術者の長時間労働、若年労働者の減少など、極めて厳しい状況が示されている。

今後、建設投資、特に政府投資の大幅な増加を期待することが難しい中、今後もそれぞれの企業が継続し、業としての発展を進めるためには、民間の新たなニーズを開拓するか、海外の市場に展開することが必須であり、そのためには、技術力及び経営力の維持・向上を果たすほかない。

このような建設関連業を取り巻く環境の変化はこれまでも相当程度予見されており、平成14年6月には、21世紀を迎えて新しい時代に対応した国土づくりのための力強い魅力ある産業の形成を目指し、「建設関連業展開戦略」を策定したところである。

また、建設業全体における構造改革の推進と新たな建設生産システムの構築を目指し、

平成 19 年 6 月には、「建設産業政策 2007～大転換期の構造改革～」が策定され、その中では、建設関連業も建設生産システムの一環、すなわち、建設産業システムの「上流部」の機能を担う業界としての位置づけが明確化されたところである。

しかしながら、その後の行政や業界、各企業の取り組みを見ると、示された方向に向けての改革が十分に進展しているとは言い難い。その一方で建設関連業を取り巻く環境の変化は、当時の見通しを上回る厳しさがあり、これに対応するため、建設関連業の今後のあり方とそれに向けた方策を早急に策定し、実行に移すことが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、本検討会では、平成 20 年 12 月から 1 年 3 ヶ月の間に 7 回の議論を重ね、建設関連業のあり方と、企業、業界、国、発注者といった関係者それぞれの果たすべき役割について、一定の方向を報告書としてとりまとめた。関係各位におかれては、この実現に向け速やかに所要の措置を実行することを期待するものである。

一方、本検討会においては、建設関連業に関する様々な課題を幅広く検討してきたが、今般のとりまとめまでに一定の方向性を打ち出すまで検討の進捗を見なかった課題も少なからずある。これらについては、本報告書では、課題に対し考えられるいくつかの方向性と、今後検討を進めるべき論点を示すにとどめているが、今後、関係者において検討、調整に取り組むことを期待するものである。

なお、「建設コンサルタント登録規程」及び「地質調査業者登録規程」は任意の制度なので、登録規程による登録を受けずとも営業は可能であるが、本報告書において、「建設コンサルタント」及び「地質調査業者」と記載するときは、特段の注意書きがない限り、各登録規程による登録を受けた業者のことを指すものとする。

2. 建設関連業の現状

2.1. 建設関連業をめぐる環境の変化

2.1.1. 建設投資の動向

我が国の建設投資は、平成 4 年度にピークを迎え約 84.0 兆円に達していたが、その後は長期低落傾向に歯止めがかからず、平成 21 年度には見込額で約 47.2 兆円となっており、ピーク比で 43.8%の大幅な減少となっている。

このうち、建設関連業と関係が深い国土交通省に係る公共事業関係費については、平成 10 年度にピークを迎え約 14.9 兆円（補正込み）となった以降は、その時々々の経済対策等があったものの、長期的に見れば減少傾向となっている。足下の状況を見ると、平成 22 年度の公共事業関係費（予算案）は約 5.8 兆円であり、ピーク比（平成 10 年度比）で 61.1%の減少、前年度当初予算約 7.1 兆円に比べ 18.3%減、補正予算も含めた前年度予算約 9.4 兆円と比べれば 38.3%の減となっている。厳しい財政状況を勘案すれば、公共事業費が今後大幅に増加することは考えにくく、建設産業は今後ますます厳しい経営環境に置かれることが予想されている。

2.1.2. 建設関連業者の動向

上記のような市場の長期縮減傾向の影響で、建設関連業の業態も大きく変動をしてきている。中小企業が約 9 割と大多数を占める建設関連業界では、最近 5 年ほどは事業者数が減少している一方で、建設関連業の枠内での兼業化が進んでいる。また、事業者数の減少幅を大きく超えて公共事業関係の発注量が減少していることから、急激に経営環境が悪化している様子が伺える。詳細は以下のとおり。

（業者数）

建設関連業登録業者数は、建設投資がピークの平成 4 年以降も増加傾向にあったが、平成 15～17 年度にピークを迎え、減少傾向にある。測量業登録業者数は平成 15 年度にピークを迎え 14,750 であったが、平成 20 年度末には 13,324 と 9.7%減少、建設コンサルタント登録業者数は平成 17 年度にピークを迎え 4,214 であったが、平成 20 年度末には 3,993 と 5.2%減少、地質調査業登録業者数は平成 17 年度にピークを迎え 1,390 であったが、平成 20 年度末には 1,305 と 6.1%の減少となっている。

なお、建設業者は平成 11 年度にピークを迎え約 60 万社であったが、平成 20 年度末に

は約 50.9 万業者と 15.3%減少している。

(専業・兼業の割合)

測量業者は専業業者¹が大半を占める一方、建設コンサルタント及び地質調査業者は兼業業者²の割合が大きい。測量業者の専業業者が 10,562(79.3%)、建設コンサルタントの専業業者数が 1,205(30.2%)、地質調査業の専業業者が 410(31.4%)となっている。

また、3 業種間の兼業については、測量業と建設コンサルタントの兼業業者数は平成 14 年度で 1,774 だったものが、平成 20 年度には 1,985 と 11.9%増加しており、建設コンサルタントと地質調査業の兼業業者数は平成 14 年度で 82 だったものが、平成 20 年度には 118 と 43.9%増加している。それぞれの業種における兼業業者の割合も増加しており、測量業の場合で 17.4%(H14)→20.7%(H20)、建設コンサルタントの場合で 63.4%(H14)→69.8%(H20)、地質調査業の場合で 63.8%(H14)→68.6%(H20)となっている。全体的に業者数が減少する中で兼業化が進んでいることが認められ、多角化を図ることで経営の安定化を目指しているものと思われる。

(大手・中堅、中小企業の割合)

大手・中堅企業を資本金 5,000 万円超、中小企業を同 5,000 万円以下と定義した場合、測量業は、他の 2 業種と比べて中小企業の割合が高く、業者数 13,324 のうち中小企業は 12,338(92.6%)、建設コンサルタントは業者数 3,993 のうち中小企業は 3,153(79.0%)、地質調査業は業者数 1,305 のうち中小企業は 1,017(77.9%)である。なお、地方圏に限った場合、中小企業の割合は 3 業種ともに高くなっている。測量業の場合、大手航空測量企業以外には、多くが地域に根ざした中小企業であることが伺える。

なお、資本金が 10 億円を超える大手企業は、測量業で 124(0.9%)、建設コンサルタントで 171(4.3%)、地質調査業で 40(3.1%)と非常に限られている。

(圏域別業者数)

日本を首都圏、近畿圏、中部圏及び地方圏に分け、最近 5 年間の業者数を見ても、測量業者数は全ての圏域において減少している。一方、建設コンサルタント業者数は首都圏及び近畿圏で微減している一方、中部圏及び地方圏では増加、地質調査業は全圏域では

¹ 建設関連業 3 業種のうち、1 業種のみ登録している業者

² 建設関連業 3 業種のうち、2 業種若しくは全業種に登録している業者

ば横ばいとなっている。中小企業が多くを占める測量業が、厳しい環境の影響を全国的に受けている状況が示唆されている。

2.1.3. 建設関連業務の発注・受注動向

(直轄業務発注動向)

国土交通省発注業務についてみると、3業種の中では土木関係建設コンサルタント業務の発注件数・金額が圧倒的に多い。平成20年度の総発注件数11,187件中、測量業務1,673件(15.0%)、土木関係建設コンサルタント業務8,767件(78.4%)、地質調査業務747件(6.7%)、総発注金額約2,664億円中、測量業務約261億円(9.8%)、土木関係建設コンサルタント業務約2,287億円(88.1%)、地質調査業務約116億円(4.9%)となっている。なお、同年度の工事の総発注件数は10,964件、総発注金額は16,867億円となっている。

平成15年度から平成20年度の発注金額は、測量業務では229億円から261億円へ14.0%の増加、土木関係建設コンサルタント業務では1,971億円から2,287億円へ16.0%の増加、地質調査業務では141億円から116億円へ17.7%の減少となっている。

なお、国及び地方公共団体においては入札契約制度改革が推進されており、これまで主流だった指名競争入札方式から、競争性・客観性・透明性の向上のための一般競争方式が拡大され、あわせて価格と品質を総合的に評価する総合評価落札方式の導入も進んでいる。また、ダンピング受注排除のため低入札価格調査制度や最低制限価格制度の導入が進んでいる。

(建設関連業者の受注実績)

業団体の調査によると、業種ごとの団体加盟企業の受注実績は、以下のとおり変化している。

平成14年度から平成19年度の総受注実績は、測量業の場合、6,073億円から3,753億円へ35.0%減少、建設コンサルタントの場合、6,343億円から5,128億円へ23.7%減少、地質調査業者の場合、1,089億円から868億円へ20.3%減少している。

前述のとおり、直轄の建設コンサルタント業務が増加していることを受け、同調査においても、建設コンサルタントにおける国土交通省等発注業務は微増している。しかし、全ての業種で地方公共団体発注業務が大きく減少しており、これが受注実績の減少傾向に大きく影響している。

なお、測量業においては、総受注実績のうち約半分を建設コンサルタント業務が占めているが、本業である測量業務は3割程度を占めるのみである。その測量業務も、平成14年

度から平成 19 年度にかけて 43.5%減少しており、測量業以外に業務を広げていかなければならない状況にある。

(技術職員 1 人あたりの売上高)

測量業者における技術職員 1 人あたりの売上高は、平均で 1,600~1,800 万円程度であるが、資本金 10 億円以上の場合 2,300~2,500 万円程度、資本金 10 億円未満の場合 700~1,500 万円程度と最大で 3 倍程度の開きがある。

中小建設コンサルタント業者を中心とした調査によると技術職員 1 人あたりの売上高(建設コンサルタント部門) は平均で 1,000 万円弱となっているが、大手建設コンサルタント業者を中心とした調査によると約 1,900 万円と、2 倍近い開きがある。

(売上高経常利益率)

測量業の売上高経常利益率はおおむね横ばいであるが、資本金額が小さい企業ほど小さい傾向にあり、資本金 3,000 万円未満の企業はマイナスになっている。

売上高経常利益率は、中小建設コンサルタント業者を中心とした調査によると約 2%、大手建設コンサルタント業者を中心とした調査によると約 3%となっている。大手中心の売上高経常利益率は下落傾向にあり、平成 8 年度から平成 18 年度の 10 年間でほぼ半減している。

(海外受注実績)

建設関連業の平成 13 年度から平成 20 年度の海外における受注総額は、約 706 億円から約 681 億円に減少している。但し、平成 19 年度の受注総額は約 783 億円であり、年度ごとの変動も大きい。平成 20 年度受注総額の内訳は、測量業が約 8.5 億円、建設コンサルタントが約 672.1 億円、地質調査業が約 0.4 億円と、建設コンサルタントの占める割合が圧倒的である。受注額の大きい国は、ベトナム、インドネシア、イラク、フィリピンなどとなっており、東南アジアを中心に営業を展開していることが伺える。

2.1.4. 建設関連業就業者及び労働環境の動向

(年齢構成)

建設関連業従事者は高齢化が進行しており、平成 9 年度から平成 19 年度の 10 年間で、平均年齢は 29.7 歳から 34.0 歳へ約 5 歳上昇している。特に、年齢階層のピークは男女ともに 25~29 歳から 35~39 歳へシフトしている。これは、平成初期に新卒者を大量採用し

て以降、景気低迷などで新規採用を縮小したため、若手技術者が十分に確保できていない状況を表していると思われる。

(労働時間)

年間総実労働時間は増加傾向にあり、男性平均で 2,256 時間と、サービス業における 1,800 時間と比較して大きな開きがあるとともに、年休消化率も減少傾向にある。建設関連業の業況が厳しくなっている状況が、個々の従業員の勤務環境の悪化につながっていることが伺える。

(賃金)

建設関連業では、従来、大卒男性の初任給は他産業よりも高かったが、近年はほとんど差がなくなっている。大卒男性の 35 歳賃金は、平成 9 年度をピークに低下傾向にあり、平成 19 年度にはピーク比 13.2%の減少であり、他産業と比較しても低くなっている。これも、上記の労働時間の状況と同じく、厳しい業況を反映しているものと思われる。

(1 社あたりの技術者数)

測量士保有会社 1 社あたりの測量士数は、平成 12 年度から平成 19 年度までの 7 年間で 9.4 人から 12.2 人と 30.2%増加しているが、ここ数年はほぼ横ばいであり、平成 19 年度には 12.2 人となっている。

大手建設コンサルタント業者を中心とした調査によると、1 社あたりの技術者数は平成 12 年度から平成 20 年度までの 8 年間で 94.9 人から 86.5 人と 8.9%減少しているが、技術士に限って見た場合、16.9 人から 28.0 人と 65.7%増加している。これは、厳しい業況の中、技術者の総数が絞り込まれている一方で、企業及び技術者自身の技術士資格取得への意識の高まりが影響しているものと思われる。

2.2. 「建設関連業展開戦略」及び「建設産業政策 2007」のレビュー

2.2.1. 「建設関連業展開戦略」の概要

(1) 当時の背景

平成 12 年度、建設関連業の業者数は 3 業種とも増加基調が続いていたが、国・自治体の財政状況の悪化等により建設投資が減少し、今後の建設投資の伸びも期待できないなど、厳しい競争環境に直面していた。また、過去には、各業界を中心として「21 世紀の測量業

ビジョン—新しい技術産業を目指して」(平成5年)、「建設コンサルタント中長期ビジョン(ATI構想)」(平成8年)、「ATI-21中期行動計画」(平成9年)、「地質調査業の経営戦略化ビジョン」(平成8年)等目指すべき方向、指針等を作成していたが、今や市場拡大が見込まれた当時と環境は異なり、目指すべき方向の見直しが必要となっていた。一方、国民の意識の多様化、環境、福祉、情報化などに係る新たな課題の発現、国際環境の変化など建設関連業を取り巻く状況は21世紀を迎え大きく変化しており、新しい時代に対応した国土づくりのための力強い魅力ある産業の形成が求められていた。

そのため、建設関連業展開戦略研究会(座長:國島正彦東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)において、建設関連業に共通する今日的課題についての整理を行った上で、その将来像を展望し、企業の経営戦略の策定やこれを支援する業団体の活動にあたっての指針を検討し、「建設関連業展開戦略」(平成14年6月)としてとりまとめた。

(2) 建設関連業の今後のあり方

建設関連業展開戦略研究会においては、当時の状況を踏まえた上で、建設関連業が果たすべき役割として以下のとおり検討・整理された。

- ・ 単純な役務提供から、一定の技術的判断やマネジメント能力の向上
- ・ 発注者を含めた行政側の技術的パートナー又はアドバイザー、事業の企画立案・計画策定や施設の維持管理にまで踏み込んだ地方公共団体等のアドバイザー、民間ニーズへの対応とニーズの創造などの新たな役割
- ・ 建設生産・管理システムの当初段階における、測量、調査、設計といったサービスの的確な実施
- ・ 蓄積された技術力を活用した海外業務への展開
- ・ 発注者の信頼確保に向けた取り組み

一方、行政においては、上記のような役割を果たす産業への転換に向け、企業が多様な選択肢について検討が行える環境の整備、登録制度への企業の経営革新の努力・成果の反映についての検討、発注者として透明性・公平性を確保し適正な競争を確保するための入札契約制度改革が求められているとしている。

また、建設関連業は公共事業への過度の依存から脱却し、自立した企業経営を模索することが求められている一方、その期待される役割は多様化・高度化しており、この中で個々の企業は、競争に打ち勝ちさらに生き残りを図るため、自らの特性を踏まえて長期的視点に立って経営戦略を策定し、その実現のための具体的方策に取り組むことが必要としている。さらに、経営戦略策定の方向として、業務領域の明確化を図ることと、競争力の強化

を図ることが示されている。

(3) 経営戦略実現のための方策

経営戦略実現のため、建設関連業を構成する個々の企業が取り組むべき具体策として、以下の点について整理している。

(国民のニーズの高度化・多様化に応じた社会資本整備を支える技術力の確保・向上)

- ・ 技術面での差別化、高付加価値化を目指した、技術者の実力を発揮できる経営体制の整備、技術動向のキャッチアップ、マネジメント能力を含めた総合的技術力の向上、外部技術者の活用、瑕疵担保責任への対応及び技術開発体制の強化

(市場環境の変化に対応するための経営力の強化)

- ・ 価格面での競争力強化のための経営管理の徹底
- ・ 競争力強化のための組織再編、提携と行政による登録制度等そのための「外部環境」の整備

(技術競争に対応するための人材の確保・育成)

- ・ 高度な技術力・管理能力を有する技術者育成と、基礎的技術・技能を担う技術者の教育

(業務の電子化への積極的な対応)

- ・ 競争力強化に向けた業務の電子化の積極的な取り組み

(海外業務での競争力の強化)

- ・ 意欲ある企業による海外への展開を進めるための人材確保やノウハウ蓄積

(4) 行政において取り組むべき課題

(建設関連業の登録制度上の問題解決)

- ・ 不誠実な行為への対応について、測量業者と建設コンサルタント・地質調査業者との間においてバランスのとれた措置を行うため、登録規程の改正について検討
- ・ 技術士や民間の技術者資格改正を受けた建設関連業の登録制度への反映に関する検討
- ・ 登録規程において、技術力・経営力に応じた複数の登録区分を導入することの是非や、

技術者設置要件について検討

(工事施工時の建設関連業の活用方策の検討)

- ・ 工事施工中の問題対応のため、発注者として施工者に加え、調査、設計等担当企業を参加させる取り組みの展開

(入札及び契約制度の改善)

- ・ 発注者としてダンピング行為排除対策の検討
- ・ 技術面での適正な競争の確保と競争参加企業の過重な負担の回避に向けた、発注者としての取り組み
- ・ 技術者に着目した業務成績の評定方法などの検討
- ・ 適切な対価の評価・算定の手法に関する検討
- ・ 業務成果に瑕疵が発生するリスクに企業が対応するための保険加入の義務化や、瑕疵の発生に対する賠償限度額の設定といった瑕疵担保責任についての検討
- ・ 外部技術者の活用や組織の再編等に関して、企業が経営上の判断を行う前提として、再委託や設計共同体制度について整理

2.2.2. 「建設産業政策 2007」の概要

(1) 当時の背景

平成 19 年 6 月、建設産業政策研究会（座長：大森文彦弁護士）において、「建設産業政策 2007～大転換期の構造改革～」がとりまとめられた。

当時、建設投資は平成 4 年度のピークと比較して 6 割の水準まで減少し、公共事業に限って見れば半減していた。ピーク時には 60 万業者を数えた建設業の許可業者は約 8 万業者減少したものの、更なる再編・淘汰は不可避という状況であった。また、脱談合の大きなうねり、構造計算書偽装問題や極端な低価格による受注の増加等を背景に、建設生産システムに対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、若年労働者の新規雇用の減少、労働条件等の悪化などによる産業としての魅力の低下も深刻となっていた。そのため、「産業構造の転換」、「建設生産システムの改革」、「人づくりの推進」といった「構造改革」を推進する必要があるとし、「技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備」、「エンドユーザーに対する VFM³の実現」、「魅力ある産業への転換」の 3 つの目的の実現に向け、

³ Value for Money：一般に「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という

今後の建設産業政策を示した。

なお、これまでの建設産業政策大綱は、建設業のみの視点からまとめられたものであったが、本報告書では、「建設生産物の品質は、設計者の提供する設計の品質に大きく左右されることから、建設生産システムにおいて設計者の果たす役割は重要である」とし、建設関連業を建設生産システムのいわば上流部として明確に位置づけ、検討対象に含めている。

(2) 今後の建設産業政策

建設産業政策 2007 では、広く建設生産システムにかかる施策について言及しているが、建設関連業に関係する具体的施策としては、以下が示されている。

(再編への取り組みの促進)

- ・ 官民の役割分担の見直しを図るための、フィービジネス市場の拡大のための CM⁴・PM⁵方式の活用の推進及び建設コンサルタントの活用、建設コンサルタントの技術水準の確保のための資格認定等の仕組みの検討

(対等で透明性の高い建設生産システムの構築)

- ・ 多様な調達手段の活用のための、建設コンサルタントと建設会社の企業連合（コンソーシアム）等の活用や、設計者選定におけるプロポーザル方式の活用、発注者の能力・体制の補完のための CM・PM 方式の活用及び推進体制の整備
- ・ 役割・責任分担の明確化と透明性の向上に向けた、設計思想の共有や条件変更の対応等のための、発注者、設計者、施工者による三者協議の活用の推進

考え方

⁴ Construction Management : 「建設生産・管理システム」の一つであり、発注者の補助者・代行者である CMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

⁵ Project Management : 発注者のために、可能な限り効率的な方法によりプロジェクトの成果を実現させるプロセスと定義されている。具体的には、プロジェクトのすべてにわたり包括的なマネジメントを行うことをいい、この役割を担う主体を PMR（プロジェクトマネージャー）という。一般的に PM サービスは、CM サービスに比較して企画や構想段階などの川上からのサービスを含む。

2.2.3. 「建設関連業展開戦略」及び「建設産業政策 2007」への対応状況

建設関連業展開戦略では、時代の変化に対応した建設関連業の今後のあり方について総合的に検討の上、企業において経営戦略に基づき、経営の強化を図っていく一定の方向性を示している。併せて、示された経営戦略の方向性を実現に移していくにあたっての登録制度のあり方も含めた行政の役割や発注者の役割についても述べている。一方、建設産業政策 2007 では、建設生産システム全体のあり方を示す中で、建設コンサルタント等建設関連業について、建設業の関わりの中であり方を論じている。

これらの中には、これまでに工事施工時の建設関連業の活用方策や入札契約制度の改善等進展したものがあがるが、各企業における取り組みについては、当然ながら企業ごとに濃淡が見られる。一方、登録制度の見直しに関わるもの、地方公共団体における総合評価落札方式の導入等については、残念ながら今日に至るまで進展が見られていない。

なお、「建設関連業展開戦略」及び「建設産業政策 2007」に個別具体的に示された企業・業団体及び行政が取り組むべき項目への対応状況については以下のとおりである。

(1) 企業・業団体が取り組むべき項目

ここでは、建設関連業展開戦略に記載のあった課題に対する対応状況として、業団体へのヒアリング結果をもとにとりまとめた。

(国民のニーズの高度化・多様化に応じた社会資本整備を支える技術力の確保・向上)

- ・ 測量業においては、デジタル写真測量、航空レーザー測量等新技術の導入及び関連技術の開発に取り組んでいる。また、瑕疵担保責任への対応のため、賠償責任保険の加入を促進している。特に、大手測量会社を中心に、他産業との業務提携等による新規分野進出が行われているほか、地域の中核企業を中心に産学協同研究等が行われている。
- ・ 建設コンサルタントにおいては、業団体において技術講習会、マネジメントセミナー、品質確保のためのセミナー等の開催を行っている。また、賠償責任保険の加入促進、説明会の実施等を行っている。
- ・ 地質調査業においては、業団体において情報収集のためのワーキンググループ設置、マニュアルの整備を行っている。また、賠償責任保険の加入促進、講習会開催等を行っている。

(市場環境の変化に対応するための経営力強化)

- ・ 測量業においては、大手企業を中心に、子会社の設置、地域企業等の連携の動きが起きている。一方、地域の中核企業を中心に、兼業化が進展している。
- ・ 建設コンサルタントにおいては、業団体において経営セミナーの開催や地域性・分野・役割分担から見た業界の分化・再編の方向性を検討している。
- ・ 地質調査業においては、業団体においてビジョンや新市場開拓に関する調査報告書等により業の将来像を示している。また、需要創出に積極的に取り組む会員企業や会員企業グループの活動を支援するため「新マーケット創出・提案型事業」制度を平成19年度より導入している。

(技術競争に対応するための人材の確保・育成)

- ・ 測量業においては、大手企業を中心に、空間情報総括管理技術者や技術士（総合技術監理部門）の資格取得の支援、コミュニケーション能力向上の教育・訓練等を行っている。また、地域の中核企業等を中心に、測量 CPD⁶の取得、測量専門技術者の認定技術者資格の取得を進めている。
- ・ 建設コンサルタントにおいては、業団体がマネジメント、PFI 等に関するセミナーの開催、RCCM 資格の実施、CPD の推進等を行っている。
- ・ 地質調査業においては、業団体が中心となって、地質調査技士等の地質技術者の CPD を行うためのシステム（ジオ・スクリーニングネット）を構築・運営している。また、新しい時代の地質技術者の役割について指針を示すとともに、関連研究機関等の協力を得て技術フォーラムを毎年開催し、若手技術者に発表の場を提供し、技術の伝承を図っている。

(業務の電子化への積極的な対応)

- ・ 測量業においては、大手企業を中心に、電子納品、電子入札等への対応は相当程度進んでいる。また、地域の中核企業等においては、地方自治体の電子化への対応がまちまちであり、企業において対応が異なっている。
- ・ 建設コンサルタントにおいては、業団体が電子納品制度普及のための研究を行うなど、定着化に向けた活動を行っている。この結果、電子納品、電子入札等への対応は相当程度進んでいる。

⁶ Continuing Professional Development : 技術者の継続教育

- ・ 地質調査業においては、Web-GIS の開発と普及促進を実施するとともに、CALS/EC の積極的な関与、地質情報管理士資格制度の設立と利用の促進を行っている。

(海外業務での競争力の強化)

- ・ 測量業においては、大手測量会社を中心に、一部、外国企業との連携による事業展開が行われているが、事例は少ない。
- ・ 建設コンサルタントにおいては、業団体が海外の建設生産システムの調査・研究を行っている。
- ・ 地質調査業においては、業団体が海外調査団の派遣を行ったほか、海外関連書籍の翻訳を実施することとしている。
- ・ また、各業団体は、学協会と協力して、海外事業展開に関わる講習会、若手技術者対象セミナー、あるいは、我が国の優秀な技術力が広く海外に認識されるよう設計基準や示方書の英訳版刊行などの活動を行っている。

(2) 行政が取り組むべき項目

(建設関連業の登録制度上の問題)

- ・ 不誠実な行為の排除方策について、これまで測量法や登録規程を改正するには至っていない。
- ・ 登録制度上の要件の検討について、これまで登録規程を改正するには至っていない。
- ・ 技術士制度改正に伴い、平成 14 年度に建設コンサルタント及び地質調査業者の技術管理者の要件として、総合技術監理部門の技術士を追加した。

(工事施工時の建設関連業の活用方策の検討)

- ・ 直轄工事等においては、公共工事の品質確保を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等に一堂に会する会議（3 者会議）を実施し、設計意図、施工上の留意事項、技術提案等の質疑を通じて情報共有を図るなど既に対応が進んでいる。

(入札及び契約制度の改善)

- ・ ダンピング行為排除対策について、直轄業務においては、低入札価格調査制度の導入、業務コスト調査の実施等を行うなど対応している。なお、地方公共団体においては低価格入札への対応が進んでいる、業務の品質確保のため、引き続き取り組みを進むことが望まれる。

- ・ 適正な競争の確保として、直轄業務においては、入札契約制度改革として、プロポーザル方式及び総合評価落札方式の導入を進めるなど既に対応している。但し、地方公共団体においては取り組みが遅れており、対応を呼びかけているところである。
- ・ 技術者に着目した業務成績の評定方法に関し、直轄事業においては、平成 14 年に地方整備局委託業務等成績評定要領の改正を行い、企業の評価に加え、技術者の評定を行うとともに、平成 20 年度に発注支援業務等への対象範囲の拡大を行った。また、評定結果を次回の業者選定の際の評価項目として設定し活用しているところである。
- ・ 直轄事業においては、業務内容が高度なもの又は専門的な技術を要求されるため、標準的な仕様を設定することが困難な非定型業務を、主にプロポーザル方式により発注している。この場合、入札公告時に業務参考規模を示し、その業務規模において技術的に最も優れた者を選定することで、技術への対価に応じた適正な評価としている。定型的な業務の積算に用いる標準歩掛については必要に応じ見直しを行っている。
- ・ 瑕疵担保責任について、これまで測量法や登録規程を改正するには至っていない。
- ・ CM 方式については既に「CM 方式活用ガイドライン」が策定され、CM 方式活用協議会が立ち上がるなど、その導入に向けて検討が行われている。

2.3. 登録制度の経緯・意義

2.3.1. 測量法制定・改正の経緯

測量業務の増大、戦後復興期の厳しい財政事情、公共的な測量成果の公表が可能となった社会情勢等の背景を踏まえ、「測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること」及び「測量の成果を広く利用させることによって、測量の重複を除くこと」を目的に、昭和 24 年、測量の技術的な基準、測量実施に必要な権能・規制及び測量士制度等の規定からなる測量法が制定された。その後、測量事業の著しい増大、測量実施体制の変化等の背景を踏まえ、「測量業の適正な運営とその健全な発達」を新たに目的に加え、昭和 36 年、測量業者の登録に関する規定を追加した改正が行われた。

2.3.2. 建設コンサルタント及び地質調査業登録規程制定・改正の経緯

一方、建設コンサルタントについては、建設工事量の増大並びに建設技術の高度化を背景に、「建設コンサルタントの育成及び活用」を目的として、昭和 39 年、登録要件に技術士等を設定した登録規程が制定された。その後、業務の高度化、企業の増加と規模の拡大、建設業法の改正（許可制度の開始）等を背景に、昭和 52 年、登録規程を改正した。この時

の制度の目的としては、「業務の高度化に対応するための技術力強化」、「企業体の健全性の推進、瑕疵担保責任への対応」、「必要な情報の公示機能拡充」を掲げ、技術管理者の部門専任制度、技術士原則の明確化、認定基準の強化、登録要件としての財産的基礎又は金銭的信用の設定、現況報告書の提出、書類の閲覧等を登録規程に定めた。

地質調査業については、地質調査業務の高度化・大型化を背景に、昭和 52 年、建設コンサルタント登録規程の改正内容とほぼ同じ内容で地質調査業者登録規程が制定された。

2.3.3. 登録制度の意義

これら登録制度制定の目的としては、「発注者の便宜に供する」とことと「業の健全な発展に資する」とことの 2 点に集約でき、ひいては公共の福祉の増進（国民の利益）に資することと考えられる。従って、登録制度の各要素は、この 2 つのいずれか又は両方の視点から位置づけられていると整理することができる。それぞれの登録制度が制定又は改正されてから年月も経ち、建設関連業を取り巻く環境も大きく変化してきてはいるが、この 2 つの目的については、現時点においても、また今後においても制度の根幹に位置づけられるべきものとして堅持されるべきと考えられる。

2.3.4. 登録制度の現状・活用実態

（登録制度による情報の活用段階）

登録制度は、典型的には国や地方公共団体等の発注者が発注業務に関して登録されている情報を利用する形で活用されている。具体的には、発注者は、入札参加資格審査時や入札公告時に、参加しようとする企業から現況報告書の副本の写しを提出させることで、当該情報を入手している。

登録されている情報を国や地方公共団体を始めとする発注者が活用する場面としては、大きく分けて 2 つの段階があると考えられる。第一の段階は、建設関連業者がそもそも入札に参加する資格があるかどうかを審査する段階（以下「第 1 段階」という）であり、一般に発注者は、資格があると認定した業者を掲載した有資格者名簿を作成するのに活用している。ここでは、当該企業が入札に参加するのに必要な財産的な要件及び技術的要件を満たしているかといった点について確認するために活用されていると考えられる。

第二の段階は、個別の業務に関する入札公告を行う段階（以下「第 2 段階」という）であり、当該業務を実施するのに必要な技術的な要件を満たしているか、登録部門、技術者数、基本的な業務実績等に関する情報を確認するのに活用されている。また、総合評価落札方式等が活用されている場合には、技術点等の評価にあたり、登録の有無を加点要素と

することにも使われている。

(発注者の活用実態)

発注者別の活用実態についてみると、国においては、直轄業務に関する入札参加資格審査に活用され、審査を行う際の事務的負担を軽減しているほか、個別の発注に関しては、例えばプロポーザル方式や総合評価落札方式において、登録の有無を加点要素としている。また、管理技術者（主任技術者）として、登録規程に係る認定技術管理者を認めている事例も見られる。

都道府県や政令市等の中には、入札参加資格者名簿への記載の要件として、登録規程による登録を求めているところがあるほか、業務（多くは高度な技術力を必要とする業務）によっては、登録業者であることを入札参加の要件としている事例がある。

一方で、小規模な市町村においては、高度な技術力を必要とする業務が少ないことや市町村内に登録業者が少ないこと等から登録制度の活用が十分行われていない場合が多いようである。しかしながら、今後、指名競争入札方式から一般競争入札方式等に移行することが予想され、その際には公的な審査として、登録業者を活用することが望ましいとする意見も一部団体にはある。

(現況報告書)

建設コンサルタント及び地質調査業登録規程において、登録業者は、業務経歴や技術士等一覧表、財務事項一覧表等からなる現況報告書を毎年提出することとなっており、現況報告書を2部提出するなどした場合には、1部（副本）に確認印を押印し、返還することとしている。

現況報告書を受け付けた地方整備局の窓口では、電子申請をしている場合を除きほぼ全ての登録業者に対して現況報告書の副本を返却しており、業者において副本の利用を意図していることが伺える。実際に、地方整備局における入札参加資格審査時には、多くの登録業者は副本の写しを提出している。しかしながら、都道府県における入札参加資格審査時の活用は半数程度であり、入札公告時など個別業務における登録情報の活用状況を見ると、むしろ活用されているのは少数にとどまっている。また、地方公共団体における活用状況の調査の中では、登録制度自体の存在を認識していないところも見られるなど、登録制度の活用は不十分と言わざるを得ない。このことから、登録制度の活用によるメリットのアピールに取り組むとともに、一層、利用が促進されるような制度の見直しとそのための方策の実施が極めて重要であると考えられる。

(登録制度見直しの方向性)

登録制度の見直しの方向性を検討するにあたっては、同制度の基本的な目標である発注者の利便の向上と業の健全な発展の2つの視点から考えていく必要がある。すなわち、顧客である発注者の利便性向上を図る観点からは、登録制度による情報提供のあり方やその内容の見直し、変化する発注者のニーズに対応するための登録部門の新設、瑕疵担保責任に対応するための財産的要件の見直しについて検討する必要がある。一方、業としての健全な発展を図る観点からは、コンプライアンスの強化や技術管理者の常勤制・専任制、登録部門の新設・統廃合の是非について検討するべきである。また、両方の目的に重複する検討課題としては、建設コンサルタント及び地質調査業の登録制度の法制度化の是非が挙げられる。具体的な見直しの方向性については、登録制度に関するもの以外の課題についての方向性と合わせ、後述のとおり整理した。

なお、登録制度の法制度化以外の検討課題については、建設コンサルタント、地質調査業のみならず測量業についても共通のものが多くあるが、測量業に係る登録制度は測量法に基づいており、制度の変更は基本的には法律改正が必要になる。法律改正となれば準備や調整が相当程度必要になると考えられることから、測量法に係る検討課題は中長期的な課題として位置づけ、当面は、国土交通大臣告示である建設コンサルタント及び地質調査業の登録規程の改正作業を優先して進めるべきである。

3. 建設関連業の課題と展望

本検討会では、平成 14 年 6 月にとりまとめられた「建設関連業展開戦略」を踏まえつつも、その後の前述のような社会経済情勢や建設関連業における経営環境の変化や、平成 19 年 6 月にとりまとめられた「建設産業政策 2007」において建設生産システムの上流部と位置づけられたことにも対応する新たな建設関連業のあり方とこれに向けての関係者の取り組みについて検討を重ねてきた

登録制度の目的である「顧客（公共事業・民間事業の発注者）及び国民の求めるものへ対応すること」と「業の健全な発展に資すること」の 2 つについては、建設関連業の今後のあり方を考え、登録制度の見直し以外の様々な取り組みの位置づけを整理する上でも有効である。そこでここでは、関係者それぞれが行う取り組みについて、この 2 つの柱立てに基づき示すこととしたい。なお、取り組み主体については、国のものは【国】、各企業又は業団体のものは【業】、発注者のものは【発】と見出しに記すことで整理している。

3.1. 顧客（公共事業・民間事業の発注者）及び国民の求めるものへの対応

3.1.1. 技術力・経営力の適正な評価のための情報の提供

・ 登録制度による必要十分な情報提供【国】【発】

（登録制度の活用促進）

発注者が優れた企業（受注者）を選定するためには、企業の技術力及び経営力を総合的に判断する必要がある。通常、発注者は、「第 1 段階」として、入札参加資格審査を行い、企業の基本的な情報を提出させ、発注者として求める必要最低限の要件を満たしていることと認定されたものが有資格者名簿に登録される。なお、この必要最低限の要件は、発注者によって異なっている。

発注者が具体の業務を発注する「第 2 段階」は、入札公告段階であり、個別具体の業務に必要な要件として、登録規程における登録部門の有無など企業が有する資格や技術士若しくは RCCM といった予定管理技術者の技術者資格、さらには企業若しくは予定管理技術者あるいは両者の業務実績などを定め、条件を満たした者を入札に参加させたり、選定にあたってこれらの要件を評価したりして、登録制度を活用している。

発注者がこれらの情報を入手するにあたっては、管轄の地方整備局又は北海道開発局の確認印を受けた現況報告書の副本の写しを活用することにより、測量等実績調書、技術者経歴書、登記簿謄本又は身元証明書、財務諸表等添付書類の省略することが可能となって

いる。

地方公共団体による発注業務についてみると、特に市町村においては高度な技術を要するようなものは非常に少なく、事業者の経営や技術に関する詳細な情報は必ずしも必要としていない場合が多い。このことから、登録制度の活用により、発注業務の改善や成果物の質の向上が期待できるのは、都道府県や政令市の調達が多いと考えられる。従って、登録制度が活用される地方公共団体としては、都道府県や政令市を中心に想定して検討を進めることとする。

しかしながら、都道府県や政令市であっても現況報告書の活用を行っていないところも多い。その場合、業者は発注者ごとに指定された書類を用意し提出することとなっており、業者に負担を強いているとともに、発注業務の効率化が妨げられていると考えられる。このことから、受注者を的確に選定するため、登録制度により提供される情報の一層の有効活用並びに申請者（受注者）及び審査部局（発注者）の事務的負担軽減のための活用が望まれる。国においては、地方公共団体や今後新たな顧客として期待できる民間デベロッパ等建設関連業が有している技術を活用する民間企業に対し、登録制度の紹介と活用メリットのアピールを様々な機会を捉え行っていくこととする。また、登録制度の意義や役割等についてホームページ等を通じて積極的に PR していくこととし、登録制度の認知度の向上を図っていくこととする。一方、受注者は、登録制度について理解の上、自らのニーズに応じて活用することで、効率性の向上を図るべきである。

（情報提供の仕組みづくり）

現在、建設関連業の登録制度に関する情報提供は、各地方整備局における閲覧が主となっており、「商号又は名称」、「営業所の名称及び所在地」、「資本又は出資の額及び役員の氏名」、「業務内容（登録部門等）」といった基本的事項のほか、「業務経歴」、「使用人数」、「登録部門及び技術管理者」、「技術士等一覧」といった技術力に関する内容、「直前 1 年の事業収入金額」、「財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）」といった財務に関する内容が、書面により提供されている。なお、この閲覧は、測量業においては、測量法第五十五条の十二（登録簿等の閲覧等）に、建設コンサルタントにおいては、登録規程第 12 条（登録簿の閲覧等）に、地質調査業においては、登録規程第 11 条（登録簿等の閲覧等）に、それぞれ規定されている。

併せて、国土交通省のウェブサイト上の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム⁷」

⁷ <http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>（本報告書とりまとめ時点）

において、建設関連業者についても「商号又は名称」、「登録番号」、「主たる営業所の所在地」、「資本金」を公表しているところである。

情報提供の目的は、第一義的には発注者に対し技術や経営に関する情報を提供することで、事業者の選択にあたっての便宜を図ることである。しかしながら、建設関連業の業務は相当部分が公共インフラ整備に関するものであり、従って発注者も国又は地方公共団体が多いことから、公共インフラの最終的なユーザーでもあり、整備財源を税金という形で負担している国民もまた、登録制度による情報提供の相手方として位置づけられるべきである。このことも踏まえ、国民及び発注者が登録業者に関する情報を容易に得ることができるよう、従来の書面による閲覧を主体としたものから、インターネットを介した情報提供の仕組みづくりに移行するべく、具体的な仕組みについて検討し、対応することとする。

登録制度を通じて公開される情報は、発注者や国民の視点からすれば、多い方が望ましいこととなるが、一方で、公開する情報を多くすれば、登録事務手続における業者及び担当行政部局の負担が大きくなる。また、情報提供を受ける側も、膨大な情報の中から必要なものを探す手間が増えることも考えられることから、今後は、提供する情報項目を精査し、発注者及び国民にとって必要十分な範囲の情報提供制度を構築するべきである。

なお、情報の公開にあたっては、インターネットを介したものと書面による閲覧とは同内容であることが望ましいが、個人情報の取り扱いのあり方が懸念される事例が見られる状況にかんがみ、個人の権利利益を保護することに留意すべきである。

(情報の信頼性確保)

登録制度による情報提供の大前提としては、提供されている情報が真実として信頼に足るものであることが求められるが、現在の登録制度の運用においては、事業者が地方整備局の窓口へ提出した書類が真実のものであるか、必ずしも十分確認できているわけではない。そこで今後は、より信頼性の高い情報を提供するものとするため、添付資料の追加等について検討を行う。

建設コンサルタント及び地質調査業の登録業者には、毎事業年度経過後4月以内に、現況報告書等を提出することが求められているが、現状では守られていない事例が散見される。情報の信頼性を高めるためには、これまで以上に厳格に対応すべきであり、今後検討される中間的処分相当の対応の活用も有効と考えられる。

(登録制度における電子申請の推進)

登録制度に関する申請手続きについては、電子申請の仕組みがあるにもかかわらずほと

んど活用されていない。この原因としては、発注者に提出する現況報告書の副本の写しは書面によるものとなっており、現状では、電子申請をしても現況報告書の副本は電子的には入手できないこと、電子申請しても添付書類は郵送するか、窓口へ持参する必要があることなどが挙げられる。したがって、前述の情報提供の信頼性確保に十分留意しつつ、今後電子申請が活用されるよう、現況報告書副本の返却方法や添付書類の電子的提出や削減・簡素化についても検討し取り組むこととする。

(テクリスとの連携)

前述のとおり、登録制度における現況報告書には業務実績や技術者一覧表等が記載されており、発注者は企業にそれらを提出させることにより一定程度の情報を得ることができるとともに、また、それとは別に、国や地方公共団体等が建設関連業者等に発注した業務についての業務実績を登録しているテクリスというデータベースがある。登録制度が国により構築された制度であり、国が行政の一環として得た情報を広く国民全般にまで無償で提供しているのに対し、テクリスは、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営するデータベースで、業務実績データを国、地方公共団体等の発注者に対して有償で提供している。提供されている業務実績データは詳細なもので、登録企業及び技術者の業務実績の把握及び技術力の確認が可能であり、かつインターネット上で情報が入手できるなど利便性も高く、加入している公共発注機関は約 400 弱に上る。

上記のとおり、広く国民全般が情報提供の対象である登録制度と、契約した公共発注機関が情報提供の対象であるテクリスは、よって立つ制度の趣旨が異なっているが、両者の連携が図られれば、相互の情報の充実が図られ、発注者の利便性が向上することが考えられる。そのため、両者のデータ共有の可能性、共有するデータの範囲や方法等について中長期的に検討することとする。

3.1.2. 新しいニーズへの的確な対応

・高度な技術へのニーズ、新規分野（公共・民間）への対応【国】【業】

（市場創出型産業のための技術力確保と営業努力）

建設関連業者を対象にした民間市場への取り組み状況や捉え方のアンケート結果によると、既に民間市場への取り組みを進めている割合について、測量業は他 2 業種と比較してやや低かった。また、民間市場へ進出するにあたって、経営資源の中でどのような点が不足しているかについては、具体的な回答が非常に少なく、多数の企業が民間市場への展開をあまり考慮しておらず、引き続き公共事業の業務を中心に事業を進める意向であること

を伺わせている。

しかしながら、公共投資の大幅な回復が見込みにくい中、建設関連業の主要なマーケットであった公共事業に関する業務は今後減少局面となることが想定されることから、引き続き国内で経営を継続するためには、高度な技術や独自の技術を有することで提供するサービスの差別化を行うか、新規分野の開拓を行うほかない。そのためには、民間の顧客に対しても積極的に営業努力を行い、民間における新しいニーズ、新しい市場についての情報を鋭意収集するとともに、高度な技術力に裏打ちされた具体的な提案力を育成するべきであり、これまでの建設関連業の枠にとどまらずに市場を開拓する「市場創出型」の産業を目指すことを視野に入れる必要がある。

今後成長が見込まれる具体的な分野としては、地球温暖化対策等環境対策、自然エネルギー活用、土壌（地下水）汚染対策、3次元レーザースキャナ計測を活用した測量業務やPFI⁸、PPP⁹などが考えられる。また、公共事業においては、新規投資が減少する中、維持管理業務の占める割合が高まることが見込まれ、コスト縮減に資する維持管理業務への新たな技術・提案が期待されることである。従って、各企業においては、まずは自らの経営資源を分析把握し、それぞれの得意分野を活かし、他社との差別化を図るなどによりダンプینگとはならない競争を展開し、顧客のニーズに応えていくべきである。そのためには、各事業者は単に技術を磨くのにとどまらず、顧客の置かれている状況に応じて、CM等新たなサービスを含め、積極的に提案する等の営業努力が不可欠である。なお、体力的に脆弱な中小企業がそのような営業展開を行うためには、企業間若しくは産業間の連携や、国の中小企業向け施策も活用すべきである。

（新規分野進出に資するための情報提供・制度見直し）

一方で、国としても、社会資本の維持管理ニーズの見通し、新規分野進出に資するための情報など、業が新しいニーズへ対応するため必要な情報の提供を行うべきである。また、今後多様化する市場ニーズを踏まえると、登録部門の新設が必要になることも考えられるが、登録部門は、対応する業務が1つのカテゴリーとして確立することが見込まれること、当該登録部門に必要となる技術が明確化できることが必要であり、実態の乏しい部門が乱

⁸ Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

⁹ Public Private Partnership：官民連携。官と民がパートナーを組んで事業を行う、新しい官民協力の形態

立することを防ぐべきである。

(登録部門の新設・統廃合)

現在、建設コンサルタント登録規程における登録部門は21あり、技術士制度における関係各部門¹⁰にほぼ対応¹¹している。また、国土交通省発注業務における分類も、ほぼこれに沿った形となっている。これは、現在の技術士制度が公共部門の発注区分とも整合がとれた形で確立しており、登録部門についても、技術士制度と一致させることで、その技術的バックグラウンドとなる技術者の資格とも、発注者が希望する成果物の区分とも整合がとれる形となることから、長くこのような登録部門により運営されてきたものと思われる。しかしながら、登録部門が細分化し、それぞれに常勤かつ専任の技術管理者を置くことが義務づけられていることから、登録部門を統廃合することで整理し、技術管理者をより効率的に配置することを可能にすべきではないかとの意見が出ている。これにより、企業経営の効率化が図られるとともに、新たな分野に進出することが可能となる企業が増加することが予想され、競争の促進を通じて発注者の利便性向上が期待できるとしている。

一方で、成果物の技術水準堅持のためには、技術士制度との整合の確保が不可欠であり、統廃合を行えば技術管理者が必ずしも十分な知識を有していない部門を担当することによる技術水準の低下が懸念されることから、現行の登録制度における部門割を堅持すべきとする意見もある。

本件については、本検討会では意見の集約を見ることができなかつたことから、関係者

¹⁰ 建設部門（選択科目：土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、都市及び地方計画、河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境）、上下水道部門（選択科目：上水道及び工業用水道、下水道）、衛生工学部門（選択科目：廃棄物管理）、農業部門（選択科目：農業土木）、森林部門（選択科目：森林土木）、水産部門（選択科目：水産土木）、機械部門（選択科目：機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機械）及び電気電子部門（選択科目：発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備）

¹¹ 造園部門は対応する技術士試験の選択科目がないので、選択科目を都市及び地方計画とした技術士登録と実務経験を有することを要件としている。また、都市及び地方計画部門においては、技術士の登録若しくは一級建築士の免許の保有と5年以上の実務経験を有することを要件としている。

において引き続き検討を進めることとする。今後の検討にあたっては、登録部門の統合が行われれば、従来、複数の技術管理者でそれぞれに管理していた部門を 1 人で担当することとなることから、専任制の取り扱いと整合を図りつつ、考え方を整理する必要がある。また、部門の新設等を含めた部門のあり方の検討については、技術的な裏付けである技術者の専門分野や所有している技術者資格との関係や、発注者の求める技術分野との関係、建設業におけるマネジメントとの住み分けも勘案する必要がある。

なお、登録制度に技能業務とコンサルティング業務などの区分を設ける「区分制」についても議論されたが、公共工事におけるランク制と同様の仕組みを建設関連業に導入することにもつながり、各事業者の業務内容や規模の固定化、競争制約要因として機能すること等の懸念が示されたため、今般は取り上げないこととした。

(マネジメント部門の新設)

一方で、技術の進展や発注者のニーズの変化を踏まえれば、新たな部門の創設が必要となることも考えられるが、本検討会においては、情報部門とマネジメント部門の創設について議論を行った。登録部門の創設にあたり留意すべき点としては、部門は具体的な業務のカテゴリーとして設定されるものであることから、具体的な発注ニーズを踏まえ、それに対応する形で創設されるべきこと、当該部門の業務実施にあたり、必要となる技術者資格についても、具体化される必要があることが挙げられる。

このような観点を踏まえると、情報部門については、専ら情報技術の活用により得られる成果物で、発注者ニーズとなるものが想定しにくいこと、活用される技術分野が明確でないことから、今般は、部門として新設するという結論にはならなかった。

他方、マネジメント部門については、発注者の技術力不足による対応の困難化、業務に求められる技術力の高度化を背景に、今般は、建設関連業においてもより上流の企画構想段階や、プロジェクトの進行管理への参画等をサービスとして提供することが求められることが想定され、既に CM 方式導入の検討が進んでいることから、プロジェクト全体を管理する新たなビジネスモデルに対応する部門として、新設する方向で検討するものとする。但し、部門の新設にあたっては、今般マネジメント部門として求められる技術力の具体的な内容を明確にすることが必要であり、総合技術監理部門の技術士の有効活用も含めて検討する。

・海外ニーズへの対応【国】【業】

(海外展開のための技術力確保と営業努力)

建設関連業者を対象にした海外展開への取り組み状況や捉え方のアンケート結果によると、調査対象に大手企業が多かったこともあり、建設コンサルタントについては既に海外展開の取り組みを進めている割合が5割を超えていた。一方、他2業種の割合は低かった。また、それら2業種においては、海外展開するにあたって、経営資源の中でどのような点が不足しているかについては、具体的な回答が少なく、多数の企業が海外展開をあまり考慮しておらず、引き続き国内公共事業の業務を中心に事業を進める意向であることを伺わせている。

前述のとおり国内公共事業に関する業務は今後大幅な増加は期待できず、一方で、アジアを始めとする発展途上国では、なお社会資本整備ニーズが高いことから、特に体力のある大手企業においては、積極的に海外展開に取り組むべきである。そのためには、現地におけるインフラ整備等のニーズを把握したり、具体的なプロジェクトを提案したりするなど、高度な技術や独自の技術を踏まえた営業努力を進めるべきである。また、単独では海外展開が難しい中小企業においても、大手企業の協力者として海外業務に進出したり、他の中小企業とコンソーシアムを組むことなどにより、進出機会を得ることが考えられる。中小企業であっても、リスクを軽減するための仕組みを構築したり、海外におけるニーズとのマッチングを図ることができれば、海外進出の機会が増えると考えられることから、必要な技術力を身につけつつ、果敢にチャレンジする企業が出てくることを期待したい。

なお、測量業において民間・海外展開への対応が進まないこと背景として、測量業者自らが事業の範囲を測量法に規定されている基本測量、公共測量等に限定しているのではないかとの意見があった。前述のとおり、公共投資の大幅な増加が見込めない状況の中、測量業においては、従来の経営姿勢を転換し、測量法の枠を超えた幅広く展開することが求められている。

(海外展開のための情報提供・トップセールス)

建設関連業者へのアンケートでも、海外進出のためには言語、法律、習慣、契約制度等についての知識が必要との声が多く、これを効率的に習得できる体制の構築が期待される。我が国の国際競争力を強化するため、国・業団体・企業が関連学協会も加えて、連携して情報収集し、講習会・研修会の開催等を通じた情報提供に取り組むべきである。また、国としては、相手国政府に対するトップセールスやODAによる日本企業の活躍の機会の提供、海外事業のノウハウ不足を補う専門家による相談窓口の設置等を通じて支援を行うべきで

ある。

また、国際展開を推進する観点からは、業務形態について国内外がシームレスになっている方が望ましいことから、国内の公共事業において、PPP や CM 等新しい事業手法を積極的に推進することや、先発事例を支援し情報を蓄積することなどを検討する。その他、海外での発注に有益なノウハウを習得できるような発注の試行や、関連学協会とともにシンポジウムやセミナー等を開催することも考えられる。

また、建設関連業が海外で受注した業務実績をデータベースとして登録できるような仕組みを構築し、建設関連業の海外展開を促進することについて、検討することが望ましい。

3.1.3. 適切な競争環境の整備／適正価格による的確なサービスの提供

・経済性に配慮しつつ、品質を確保するための優れた受注者の選定【国】【発】

(入札契約制度改革の推進)

社会資本整備については、限られた財源で質の高い整備を行うことが今後ますます求められるとともに、納税者である国民・住民への説明責任を果たす観点からも、公共発注機関においては、十分な情報と知見に基づく、技術力・経営力の適正な評価を行い、優れた企業を選定する適切な競争環境を整備することが求められている。一方、受注者としても、適正価格で高度な技術に裏打ちされた的確なサービスを提供する必要がある。そのため、公共発注機関においては、登録制度が提供する情報やテクリスデータを活用するとともに、総合評価落札方式等の導入といった入札契約制度改革を推進し、技術と経営に優れた企業が競争に勝ち残れる環境を整備することが不可欠である。さらに、新技術に関する情報を把握収集し、優れた新しい技術を有する企業を適切に活用する必要がある。

しかしながら、市区町村といった規模の小さな地方公共団体においては、技術者が不足して技術的な評価を行うことが難しい場合が考えられる。そのため、国は小規模地方公共団体における総合評価落札方式等の導入手法について、適正な競争を保ちつつ簡易な導入・運用が可能な方式等を検討する必要がある。その際には、現行の発注制度、発注体制等を十分把握し、どのような問題が所在するのか、発注者がなにを求めているのか、品質確保のためには何が必要かを整理した上で対応することが重要である。

また、工期短縮等業務の効率化をもたらすことが期待できる新しい技術の導入が今後考えられるが、技術革新を促進するには、受注者に適正なインセンティブを付与し、税金の節約、業界の魅力創出、業界の国際競争力の向上等が図ることが有効であると考えられる。

・不良不適格業者の排除【国】

（暴力団排除）

現在、登録制度には規定されていない暴力団排除についても、建設業を参考として、排除要件を明確化した上で、暴力団排除条項を追加することとする。実施にあたっては、警察の協力が必須であることから、警察との連携体制を確立する。

・登録制度による必要十分な情報提供【国】

（再掲）

3.2. 業の健全な発展のための対応

3.2.1. 技術力の確保・向上

・技術力確保のための人材確保・育成【国】【業】

（労働環境の改善、業界のPR、セミナーの開催等）

建設関連業においては、就業者の年間総労働時間及び残業時間の増加、一方では賃金が高他産業と比較しても1割程度低い上に減少傾向が継続しているなど総じて厳しい労働環境にある。さらに、経営環境が厳しさを増している中で、新規雇用に踏み切れない企業が増加している上に、離職率が増加しているため、若年技術者が少なくなっており、過去10年間で職員の平均年齢が大幅に増加している。このまま、若年技術者の確保（新規雇用）が進まない場合、熟練技術者から若年技術者への技術・技能の伝承は難しくなるばかりでなく、業の衰退、ひいては社会資本整備水準の維持すら困難となり、地域の安全・安心が確保できないことも危惧される。

そのため、技術力確保のためには、個々の企業ばかりではなく、建設関連業界全体として、長期的な視野に立って人材確保・育成及び技術・技能の伝承に取り組むべきであり、例えば、国・業界・大学・関連学協会が連携し、学生等を対象としたセミナーの開催やインターンシップ等を通じ、業界全体あるいは個別の企業情報の発信などに取り組むほか、社内研修制度の整備等による若手技術者の技術力向上や技術者資格の取得に資する取り組みが期待される。また、若手技術者の確保及び雇用を維持するためには、業務の適性配分等を進め、労働時間や賃金といった労働環境の改善を進めるなど、魅力ある建設関連業にするための取り組みが必要である。

このほか、若手技術者の就労が進まない要因として、建設関連業が社会的に認知されておらず、例えば土木工学等を専攻する大学生でも仕事の具体的なイメージや社会での役割をイメージしにくい場合が多く、関心が持たれていないといった側面も考えられる。このことから、業界の積極的なPRにより、社会的認知度を向上させるべきである。

・登録要件の見直し【国】

(技術管理者及び現場管理者の常勤制)

現在、建設コンサルタント及び地質調査業の技術管理者は「業務（地質調査）の技術上の管理をつかさどる専任の者」（登録規程）とされ、「『業務（地質調査）の技術上の管理をつかさどる専任の者』とは、常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）で、かつ、業務（地質及び土質について調査、計測、解析又は判定することにより、土木建築工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質及び土質に関する資料の提供並びにこれに付随する業務）の技術上の管理を専任で行う者とする。」（登録規程の解釈及び運用の方針）とされている。

また、地質調査業の現場管理者は「現場における地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者」（登録規程）とされ、「『現場における地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者』とは、常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）で、かつ、地質又は土質についての調査及び計測の業務の技術上の管理を専任で行うものとする。」（登録規程の解釈及び運用の方針）とされている。

これら技術管理者及び現場管理者に求められている常勤要件について、緩和若しくは撤廃は考えられないかという問題意識を受け、その是非について検討した

常勤要件については、「業の技術の資質を確保するための制度であり、要件は緩和するべきではない。」「地域に精通した現場管理者が望ましいので常勤とすべきである。」といった、現行制度を継続するべきであるとの意見がある一方で、「毎日技術管理を行うわけではなく、常勤でなくとも良い。」「技術者の少ない業者の受注機会が拡大されることにより、競争の促進が期待される。」等要件の緩和ないし撤廃を望む意見がある。

本検討会においては、技術管理者及び現場管理者の常勤要件緩和若しくは撤廃の是非について、議論の集約を見ることはできなかったことから、関係者において引き続き検討を進めることとする。具体的には、以下のような視点を踏まえて検討を進めることが適当である。

- ・ 「登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる」技術管理者の役割は、その内容に照らして、常勤である必要がどの程度あるのか。
- ・ 常勤要件を求めることで、業務の成果が技術的に向上することが見込まれるか。
- ・ 常勤要件を緩和若しくは撤廃することで、技術上の管理や現場管理の水準低下、成果物の技術水準の低下が懸念される一方、競争の促進により発注者の利便向上も期待される。

常勤要件の緩和若しくは撤廃の是非については、両者のメリット・デメリットを見極めた上で判断することが必要ではないか。

- ・ 常勤する必要があるものとそうでないものに分けて検討すべきではないか。

(縦断的部門¹²と横断的部門¹³の兼任)

現在、建設コンサルタント登録規程における登録部門は 21 あり、登録する場合にはそれぞれに専任の技術管理者を置くことが必要である。一方で、技術管理者の要件となっている技術士資格については、1 人で複数部門を有するものもあり、技術力（技術者）を有効に活用するためには、専任要件を緩和若しくは撤廃しても良いのではないかとの意見もある。

これらの意見を踏まえ検討した結果、技術管理者及び現場管理者の専任要件において、縦断的部門と横断的部門との兼任については、「技術力（技術者）の有効活用」、「受注機会拡大による競争の促進」等のメリットがあること、河川部門と建設環境部門、道路部門とトンネル部門等縦断的部門と横断的部門は重複して業務を担当することが多いと思われることから、基本的に認める方向で検討を進める。具体的に兼任を認める部門の組み合わせについては、両部門の親和性がどの程度あるのか、現状において当該両部門を重複して作業を行う実態がどのような頻度で発生しているかも踏まえ、兼任により技術水準が大きく下がることのないよう検証の上選定すべきである。

(その他の専任制)

縦断的部門同士又は横断的部門同士の兼任を認める形での専任制の緩和若しくは撤廃については、今般の検討においては明確な方向性を得るまでには至らなかったことから、引き続き関係者で検討を進めることとしたい。検討にあたっては、技術管理者の具体的業務内容を検証した上で、専任制の必要性はどの程度あるのかを検討する必要がある。特に、

¹² 縦断的部門とは「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「港湾及び空港部門」、「電力土木部門」、「道路部門」、「鉄道部門」、「上水道及び工業用水道部門」、「下水道部門」、「農業土木部門」、「森林土木部門」、「水産土木部門」、「廃棄物部門」、「造園部門」及び「都市計画及び地方計画部門」のこと。

¹³ 横断的部門とは「地質部門」、「土質及び基礎部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」、「トンネル部門」、「施工計画、施工設備及び積算部門」、「建設環境部門」、「機械部門」及び「電気電子部門」のこと。但し「建設環境部門」は、「上水道及び工業用水道部門」から「廃棄物部門」までの部門を除く登録部門に共通な横断的部門。

専任制を求めることで成果物の技術水準の向上がどの程度見込めるのか、仮に専任制を緩和若しくは撤廃した場合に、業務のコスト縮減効果や、各企業がより多くの部門に参入することによる競争促進効果はどの程度見込まれるのかといった点について検証し、専任制の緩和若しくは撤廃のメリット・デメリットを見極めた上で結論を得る必要がある。

(民間資格の活用)

現在、建設コンサルタント及び地質調査業の登録規程の解釈及び運用の方針においては、認定技術管理者の条件として、RCCM 又は地質調査技士の資格保有と一定の実務経験を課している。また、国土交通省直轄業務においても、RCCM 及び地質調査技士については、配置予定管理技術者として認めている場合がほとんどである。そのため、現況報告書における「技術者一覧表」や「使用人数」への民間資格の記載について検討する。

また、国土交通省においては、別途、管理技術者としてふさわしい技術者資格の要件を検討していることから、それらの結果を踏まえつつ、民間資格の活用について検討すべきである。

・的確な指導監督の強化【国】

(指導監督強化のための中間的処分)

現在、建設コンサルタント及び地質調査業の登録規程においては、「偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき」、「登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をしたとき」、「現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき」については、登録の全部又は一部を削除し、かつ、削除の日から 2 年を経過しない者は登録をしないこととなっている。

このため、違反行為の内容に応じた段階的な処分ができず、特に「業務に関し不誠実な行為をしたとき」については、これに該当するかどうか解釈の余地があることから、贈賄罪・談合等の刑法犯や独占禁止法に基づく排除措置命令を受けるといった場合であっても、「文書による行政指導」で対応する場合が少なくない。一方では、登録通知書の偽造や虚偽の現況報告書を提出した場合など、登録規程上の消除事由に明確に該当するものについては、消除及び 2 年間の再登録禁止が課されている。なお、「文書による行政指導」はいわゆる不利益処分には該当せず、従ってこれを受けた企業の履歴にも残らず、また国交省が別途提供しているネガティブ情報の対象にもなっていないため、指導監督の担保手段となっているか疑問である。

一方で測量法においては、法律に基づく制度であることから営業の停止や登録の取り消

しといった不利益処分を課することが可能となっており、営業停止処分については、虚偽報告のみならず刑法又は独禁法違反の場合もその対象としており、営業停止期間を弾力的に設定することで、中間的処分を可能としている。なお、建設業についても、建設業法に基づき営業停止処分を弾力的に設定することが可能となっている。

これらを踏まえ、建設コンサルタント及び地質調査業の登録制度においても、刑法上の犯罪や独禁法上の排除措置命令が確定したような場合は、国民の法感情に照らせばむしろ厳格に不利益処分相当の対応を課すべきであるという点で意見が一致した。そのため、消除した場合の再登録禁止期間の弾力的設定など中間的処分相当の対応を設定することとし、具体的な制度内容について検討することとする。併せて、不正行為を行った技術者個人への対応や告発した技術者の保護方策等についても検討することとする。

なお、中間的処分相当の対応の検討にあたっては、特に過去において事例の多かった独占禁止法上の排除措置命令や贈賄罪について、「業務に関し不誠実な行為をしたとき」に該当することを明確化すること、現行の登録規程において登録を認めない場合（1年以上の懲役又は禁固刑の刑期を終え、又は刑を受けなくなってから2年が経過しない場合）との整合性の確保を図る必要がある。加えて、測量法における営業停止処分とのバランスについても十分考慮して、検討するものとする。中間的処分相当の対応の設定にあたっては、従来課されていた消除等の対応が軽減するような運用になってはならないのではないかとこの意見が出されたが、厳格な制度設計を念頭に置きつつも、上記のとおりバランスのとれた制度としていくことを念頭に置くべきである。

また、現行の制度では、業者が登録を消除された場合、それまでの登録番号を失うこととなるが、これにより、従来培ってきた信用までも失ってしまうという声があった。これは、いわば消除に伴う反射的な効果であって、処分の軽重を検討するにあたって評価するようなものではないという考え方があった。また、消除を受けるだけの原因行為があった事業者は、これによる経済的影響も併せて甘受すべきとの意見もあった。一方で、必ずしも故意によらず、消除という事態に至った場合には、登録情報開示の停止といった形で、登録番号の変更を回避できないかという意見も合った。この点については、登録番号変更の影響は制度の枠内で評価すべき利益なのか、登録情報開示の停止といった取扱いがシステム上可能なのか、現況報告書副本の写しを紙ベースで示すことで活用されている登録制度の運用の中で、開示の停止といった処分が、実行力あるものとして機能するのかといった点も含め、引き続き検討する。

・ **不良不適格業者の排除【国】**

（再掲）

3.2.2. 経営力の向上

・経営におけるマネジメント能力の向上【国】【業】

(経営戦略づくり)

建設関連業の企業においては、現在の経営環境に対する十分な認識と建設関連業の主たる経営資源である技術者の効率的な活用についての経営戦略づくりが必要である。そのためには、自らが業界の中でどこに位置しているのかといった客観的な経営分析が必要であり、国は今後の建設産業の将来像が予測できるような情報や、建設関連業界の経営状況の分析などを我が国の国際競争力向上を図る視点も含め、積極的に提供することが求められる。

(財産的要件と瑕疵担保責任)

現在、建設コンサルタント及び地質調査業の登録規程においては、法人の場合、資本金500万円以上かつ自己資本1,000万円以上、個人の場合、自己資本1,000万円以上でなければならないとされている。この財産的要件については、瑕疵担保責任を果たすため必要であると設けられたものであるが、設定当時からの物価変動を考慮すれば、財産的要件を強化すべきであるとの考えや、小規模企業の参入を促し競争を促進するため、要件は緩和若しくは撤廃すべきであるとの考えがあり、本検討会においては、一定の方向性を見るまでの議論の進展には至らなかった。

今後の検討の方向性としては、業務の高度化・複雑化を考えれば、瑕疵担保責任はむしろ重くなっていくとも考えられ、現行の水準で十分な顧客保護が果たせるのかという視点から検討すべきである。一方で、財産的強化を図ることとなれば、現在登録している企業等に増資か登録の消除を強いることとなることも考慮されるべきである。さらに、瑕疵担保責任の履行担保を求めるのであれば、金融サービスの多様化の進展等を踏まえ、例えば保険加入等を財産的要件に換えて求めることができないか検討すべきである。

また、現在の測量法においては、財産的基礎及び金銭的信用は求めているが、今後導入の検討の必要性がないか検討するべきである。

・高度な技術へのニーズ、新規分野（公共・民間）への対応【国】【業】 (再掲)

・海外ニーズへの対応【国】【業】 (再掲)

3.2.3. コンプライアンスの強化（法令遵守を含めた社会的要請への適応）

・企業倫理・技術者倫理の醸成【業】【発】

人的資源の活用により成り立っている建設関連業は、持てる技術力を十分に活用して業務の品質を確保しようとする個々の技術者の倫理観と、公正な競争を通じて適正な利潤を追求するとともに、顧客のニーズに最大限に応えていこうとする各企業の倫理観によって支えられていると言っても過言ではない。

企業倫理・企業行動規範等については、既に多くの企業で取り組みが進んでいるところであり、技術者についても、技術士制度において技術者倫理要綱が定められるなど、企業及び技術者の倫理醸成については取り組みが進んでいると考えられる。

しかしながら、建設産業においては談合又は競争入札妨害、贈賄罪、技術者の設置義務違反、労基法違反等法令違反などが発生しており、建設関連業に限った場合でも独禁法違反、贈賄罪、登録通知書の偽造、常勤技術管理者の不在等の法律違反・規程違反が散見されている。また、法令違反に至らないまでも、技術面で妥協し、業務の品質を低下させる「手抜き」や、従業員に過重な負担を強いて利益を確保するといった経営姿勢を取ることのないよう、個々の技術者、各企業において、自らの倫理観に照らし厳しく律することが強く求められる。

また、登録制度における申請内容については、添付書類を提出させるなど、できるだけその信頼性を高めているところではあるが、あくまでも各企業が真正な内容で申請することが大前提であり、各企業は不実な内容で申請するといったことは論外であると肝に銘じるべきである。

建設関連業の健全な発展のためには、各関係者が単に法令を遵守するというにとどまらず、個々の技術者あるいは各企業として、恥じることのない行動を取ることを普段から心がけることが不可欠である。また、社会の根幹を支える社会資本整備に関わるものとして、国民及び発注者の期待を裏切ることがないように、一層の企業倫理・技術者倫理を醸成する必要がある。

・企業の社会的責任(CSR¹⁴)の推進【発】【業】

近年、市民社会の成熟化に伴い、社会的な存在としての企業の重みがますます高まってきており、企業も社会における応分の役割である「企業の社会的責任(CSR)」への取り組みが注目を集めている。企業の社会的責任には、従業員の潜在能力を引き出し企業の発展に

¹⁴ Corporate Social Responsibility

結びつけるためのきめ細かい従業員教育や社内研修のほか、地域社会の発展への寄与、社会貢献活動、環境保全への積極的取り組みなどが挙げられる。建設関連業においても、単に本業を追求するだけでなく、企業活動の舞台となっている地域社会の維持発展のため、ボランティア活動を始め様々な形で関与していくことや、省エネやリサイクルなど地球環境に配慮した取り組みを進めることが考えられる。また、上記のような一般的な取り組みばかりでなく、社会資本等についての豊富な知識を活用し、環境学習や地域の安全・安心といった分野に取り組むことは、地域での期待が大きいものと考えられる。今後は、建設関連業においても、こういった取り組みに積極的に関与し、地域社会との関係構築や国際的なアピールを進めるべきである。

・ **不良不適格業者の排除【国】** **(再掲)**

・ **的確な指導監督の強化【国】** **(再掲)**

3.2.4. 登録規程の法制度化の是非に関する検討

検討会においては、建設コンサルタント業及び地質調査業についての登録規程を法律とするべき、あるいは事業者の登録を義務化すべきという意見が出された。一方で、法律化するには現状の大臣告示という形では重大な問題があるといった、法律とすることが不可欠であることの説明が求められるが、そういった説明材料が十分あるのかといった疑問も示された。

しかしながら、登録制度を法律上のものとして位置づけるかどうかは、単に法律の制定が可能かどうかという技術論ではなく、そもそも建設コンサルタントなり地質調査業という業種がどういった方向性を目指していくのかという、業としてのビジョンと不可分なものではないかと考えられる。すなわち、今後、業務に必要な技術が一層高度化することで発注者による技術力評価が困難となっていくこと、業務における技術力低下の影響が業務品質に大きく影響すること、瑕疵が発生した場合の損害が大きくなっていくことという点に注目すれば、産業としての定義と業務範囲を明確化し、一定の技術要件、経営要件等を満たす者に限って参入を認めるという仕組みが望ましいということになる。これに対して、今後は発注者のニーズが多様化すること、民間分野や海外といった新たな市場への展開が進んでいくこと、競争に対応して各事業者がサービスを多様化することなどが見込まれることに注目すれば、業務範囲の厳格な定義づけはむしろ適当でなく、事業者の創意工夫や発注者のニーズへ対応するためにはより柔軟な枠組みが適当ということになる。

従って、登録制度の法制化の是非については、まずは事業者や発注者、監督主体としての国において、建設コンサルタント及び地質調査業の今後の展望や産業行政のあり方について併せて整理し、ビジョンを共有していくことが必要である。この過程を経て、関係者で共有されたビジョンが法律による規制強化になじむものであった場合には、法律制定の必要性・緊急性についての説明を整理していくこととなると考えられる。

4. おわりに

当検討会では、建設関連業を取り巻く環境が劇的に変化する中、平成 20 年 12 月に第 1 回の検討会を開催して以来、平成 22 年 3 月までの 1 年 3 ヶ月の間に、7 回にわたって建設関連業の抱えている問題とこれに対する対応方針について検討を重ねてきた。建設関連業においても、ここ数年の間に公共事業における発注業務は急激に減少するなどしており、企業が生き残るためには、様々な経営努力をする必要がある。行政においても、これまで以上に、建設関連業を所管する業行政を行う主体としての役割が大きくなっており、今後、どのような方向に向かってどのような取り組みを行っていくかが問われている。

そのような中、当検討会においては、行政主体としての国が基本的に目指すべきものは、「顧客、ひいては国民全体のニーズに応えるもの」と「建設関連業の発展を図るもの」の 2 点に集約されると考えた。この 2 点は、登録規程あるいは測量法という形で、業行政の基本が形作られたときから何ら変わることはない根本的な目標であり、今後大きな変化を迎える中であっても、掲げ続けるべきものとする。

また、この二つの目標は、単に行政主体としての国のみが持つべきものではなく、建設関連業に関係する全ての主体、即ち国に加えて業団体、各企業、発注者が共有し、これら二つの目標に向けてそれぞれの立場で課題の解決に向けて取り組むべきである。本報告書では、そのような観点から、今後各関係者が取り組むべき課題について整理している。

しかしながら、1 年 3 ヶ月という限られた検討期間の中で、本検討会では、建設関連業の抱える全ての課題への処方箋を示すところまでは検討を進めることはできなかった。そのような課題の多くは、問題が提起されたものの、いくつかの異なる対応方針が示され、議論の収斂を見るに至らなかったものである。これらについては、当検討会での議論を出発点として、関係者間で検討が進められることを期待したい。本報告書においては、今後の検討に資するよう、結論の出なかった課題についても、考慮すべき点として併せて記載しており、関係者におかれては、これも十分勘案して検討することをお願いしたい。

当検討会では、登録制度の問題点や改善点についての議論に相当の時間を割いてきた。従って、本報告書においては、登録制度についての提言が多くの割合を占めている。これは、登録制度が建設関連業のあり方を示す最も根幹的な役割を果たしているものであるとともに、登録制度という行政ツールと、これを用いる業行政の役割への期待が高まっていることも背景であると考えられる。登録制度に関する提言の中には、具体的な方向性が既に明確となっているものもあり、可能な限り速やかに登録規程の改正作業を進めるべきである。

本報告書においては、業行政のみならず、業界関係者、地方公共団体を始めとする発注者等が取り組むべき課題についても示している。また、行政の取り組みについても、速やかに作業に入ることができるものから、具体的な方向性を得るには今後相当な期間をかけ検討する必要があるものもある。関係者におかれては、自覚とスピード感を持って、それぞれの取り組みを進めるべきである。

平成 14 年度にとりまとめられた建設関連業展開戦略の中には、現在でもなお有効な方向性が示されているが、とりまとめの後、十分な検討や実行に至らなかったものが多くある。この反省から、当検討会においては、今後の関係者の取り組みを定期的に追跡・検討することとし、まずは 1 年後を目処に、第 1 回のフォローアップを実施することとする。関係者におかれては、当面取り組むべき課題を中心に、検討を行うとともに施策の具体化を進めていただき、進捗状況をフォローアップにおいてご報告願いたい。フォローアップにあたっては、政策の効果等を客観的に判断するために、可能なものについては、政策評価の手法を取り入れることなども有効である。

上述のとおり、本報告書に盛り込まれた施策や検討事項は、国ばかりでなく、業界関係者、発注者等が担当すべきものが少なからず含まれており、また、関連学協会の協力支援や協働が必要なものも含まれている。このことから、事務局であった国土交通省におかれては、本報告書の内容について関係者に広く周知するとともに、今後の取り組みを促していくべきである。本報告書を契機として、地方公共団体や民間の発注者（顧客）と国民の求めるものへの対応と、建設関連業の健全な発展という共通の目標に向け、関係者が連携して取り組みを始めていただくことを期待している。